(令和6年3月1日現在)

	(7/110年3月1日先任)
附属機関等の名称	浦安市大規模土地取引等審査会
設置根拠	浦安市大規模土地取引行為等に関する条例・第9条
設置の趣旨、必要 性等	大規模土地取引行為等に対し、土地取引後の土地利 用について指導及び助言を市長が行うに当たり、有識 者の意見が必要となるため
設置年月日	令和2年10月1日
所 管 事 項	届け出に対する指導及び助言その他この条例に基づ く行為に関すること、本市の良好な市街地環境の維持 保全に関し必要な事項
公開、非公開の別	非公開
非公開とする理由	大規模土地取引行為等に伴い、土地取引以前に取引 後の土地利用について、市の土地利用への適合等につ いて審査及び調査する審査会であり、その内容を公開 すると土地権利者に不利益を与える可能性があるため
非公開の根拠	浦安市情報公開条例第7条第1号
委員の人数・任期	3名 2年
委員の報酬等	委員長 9,500円/日額 委員 9,000円/日額
所 管 部 署	都市政策部 都市計画課 開発指導係 電話 047-351-1111 (内線) 17556~17558
備考	

委員名簿

氏	名	職等	男女	備	考
中城	ゃすひこ 康彦	明海大学教授 (不動産学部)	男		
あそう 麻生	^{ひでゆき} 英之	一級建築士	男		
いけだ 池田	^{みちお} 道夫	弁護士	男		